

出水市地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和6年3月
出水市防災会議

目 次

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	定義	1
第3節	計画の性格	4
第4節	計画の周知徹底	5
第5節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5
第6節	計画の基礎とすべき災害の想定	5
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	6
第8節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	10
第9節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	11

第2章 防災体制

第1節	災害応急対策における対応基準	21
第2節	防災活動体制	22

第3章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	45
第2節	九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の 現況等の届出の受理	45
第3節	県による立入調査への同行	45
第4節	原子力防災専門官との連携	45
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	45
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	46
第7節	緊急事態応急体制の整備	48
第8節	複合災害に備えた体制の整備	51
第9節	避難収容活動体制の整備	52
第10節	飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制整備	57
第11節	緊急輸送活動体制の整備	57
第12節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	58
第13節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	60
第14節	行政機能の移転及び業務継続計画の策定	60
第15節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信	61
第16節	防災業務関係者の人材育成	62
第17節	防災訓練等の実施	62
第18節	核燃料物資等の運搬中の事故に対する対応	63

第19節	災害復旧への備え	64
第4章 緊急事態応急対策		
第1節	基本方針	65
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	65
第3節	活動体制の確立	69
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	72
第5節	治安の確保及び火災の予防	80
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	80
第7節	緊急輸送活動	81
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	82
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	83
第10節	自発的支援の受入れ等	85
第11節	行政機能の移転及び業務継続に係る措置	86
第5章 複合災害時対策		
第1節	基本方針	87
第2節	災害応急体制	87
第3節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	87
第4節	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	87
第5節	緊急輸送活動体制の確立	89
第6節	救助・救急、消火及び医療活動	89
第7節	住民等への的確な情報伝達活動	89
第6章 原子力災害中長期対策		
第1節	基本方針	90
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	90
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	90
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	90
第5節	各種制限措置等の解除	90
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	91
第7節	被災者等の生活再建等の支援	91
第8節	風評被害等の影響の軽減	91
第9節	被災中小企業等に対する支援	92
第10節	心身の健康相談体制の整備	92
(資料)		
1	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	94
2	防護措置実施のフローの例	96
3	川内原子力発電所におけるEALについて	97

4	Oilと防護措置について	109
5	避難に当たっての住民等への指示事項	111
6	避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点	112
7	避難所における住民等に対する留意事項	113

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という。）（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所の運転等（原子炉の運転、核燃料、使用済燃料等の貯蔵又は放射性物質の発電所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策等について、出水市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 定義

この計画において用いる用語を次のように定義する。

1 原子力災害

原子力緊急事態により市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2 原子力緊急事態

原災法第2条第2号の規定に基づく事態であり、原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子炉発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態をいう。

3 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

4 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

5 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6 関係周辺市町

出水市、鹿児島市、阿久根市、いちき串木野市、日置市、姪良市、さつま町及び長島町をいう。

7 受入市町村

薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又

は緊急被ばく医療対策として設置する救護所等の所在市町村をいう。

8 指定行政機関

基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府、原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等

9 指定地方行政機関

基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州運輸局等

10 指定公共機関

基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会等

11 指定地方公共機関

基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送、株式会社エフエム鹿児島、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等

12 防災関係機関

県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村、県警察、県教育委員会、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、九州電力その他防災機関をいう。

13 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、オフサイトセンター内の原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える態勢を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

14 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

15 オフサイトセンター

原災法第12条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターと呼ばれる。

16 情報収集事態

薩摩川内市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。

17 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の予防的防護

措置の準備を開始する必要がある段階（薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したEALのとおり。）をいう。

18 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

19 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

20 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

- (1) 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（(2)又は(3)に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- (2) 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- (3) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

21 要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

22 国事故現地警戒本部

警戒事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官を現地本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

23 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

24 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

25 国現地本部

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合においてオフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地対応の総合調整を行う。

26 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された

場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

27 機能グループ

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチームの8つの班等を行い、国現地本部を構成する。

28 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

29 警戒区域

原災法第28条第2項により読み替えて適用される基本法第63条の規定に基づき薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線により被ばくすることなどにより人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し、若しくは禁止し又は退去を命ずることができる区域をいう。

30 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所からおおむね30kmの圏内及び甕島の全域の区域をいう。

31 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転又は避難の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合の代替の避難所を、UPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下「避難施設等調整システム」という。）をいう。

第3節 計画の性格

1 出水市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、出水市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

防災関係機関は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 出水市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「出水市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「出水市地域防災計画（第2編から第5編）」に拠るものとする。

3 薩摩川内市及び関係周辺市町地域防災計画との関係

薩摩川内市及び関係周辺市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、本計画を基本とするものとし、鹿児島県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町村の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は出水市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

この際、国、県及び市の組織改編等に伴う名称変更等、軽微な修正の場合は、防災会議に諮ることなく決裁により処置できるものとする。

なお、決裁処置後は、速やかに防災会議委員へ周知するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

出水市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定する。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性があ

る放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や建築物、工作物等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

出水市において、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区域、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

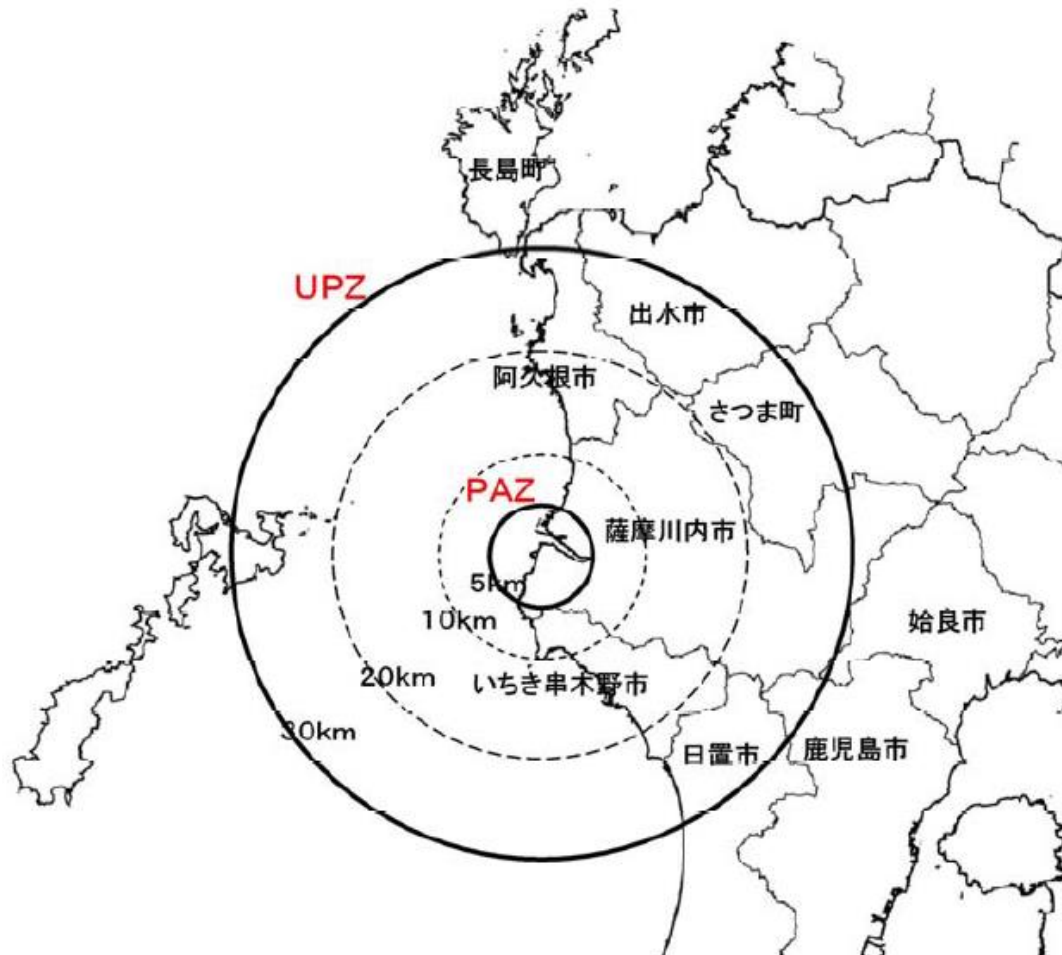
1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone、以下「PAZ」という。）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力施設からおおむね半径5kmの区域とする。（別表1及び別図1のとおり）

別表1 PAZ

	PAZ	
	地 域	地 区
薩摩川内市	水 引	星原、砂岳、湯原、京泊、船間島、唐浜、月屋、上代、平島、湯ノ浦中、湯ノ浦下、宇都、井上、原田口、江ノ口、岩下、湯ノ浦上、網津中、草道西、東手、浜田、原田口中央、草道下、東浜田、水引中央団地
	滄 浪	倉浦、本馬場、久保、加治屋、小田、砂岳、九州電力みやま寮
	寄 田	十原、前向、山ノ口、天神、新田、上野、池ノ段
	峰 山	長崎、瀬戸地

別図1 PAZ及びUPZ



(参考：UPZ対象市町)

対象市町
薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町

2 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。)

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり、原子力施設からおおむね半径5～30kmの範囲内とする。

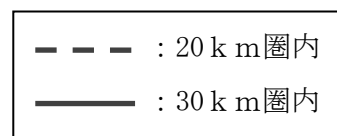
別表2 UPZ

		U P Z
		地 区 (自 治 会 等)
出 水 市	地 域	
	出 水	定之段、君名川、宇都野々、小原上、小原下
	西 出 水	小木場、平岩、丸塚、栗毛野、江川野、清水、上中、下中、上屋、野添、政所、花立東、花立西、上大野原、下大野原、西大野原、東大野原、鶴見、上屋団地
	荘	荘上、荘下、荒崎
	高 尾 野	上の原、上り立、太鼓橋、千間山、松ヶ野、大久保、御岳、野平、浦、昭興、本町、大野原、鶴寿会たかおの、東町、町、中里、麓、麓団地、萩の尾、大和、柴引、柴引団地、野添上、野添下、砂原、中屋敷、本城、内野々下、内野々上、石坂、表上、下高尾野上、下高尾野下、唐笠木、昭和、鶴里、松ノ元、上水流、ウッドタウン、星原、西水流
	江 内	旧番所、荒崎、冷筋、上冷筋、段、南方、木牟礼、木串、連尺野、小島、西下り松、東下り松、浦窪、上浦窪
	野 田	尾毛無、上特手、越地、川平、久木野、大久、大丸、受口、下特手、涼松、籠土山、青木原、野角、天神、大日、地藏、仮屋、加治屋町、別府、町、春町、西通、仲町、岩元、本町、八幡、上田多園、田多園、瀬戸、中郡、屋地、旭、上餅井、下餅井、女子高白梅寮、野田の郷

別図2 UPZ



※鹿児島県作成「原子力防災のしおり」より



第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力発電所等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

(1) 緊急事態区分を判断するための基準となる緊急時活動レベル（EAL: Emergency Action Level、以下「EAL」という。）は、各原子力発電所の固有の特性に応じて設定される必要があり、今後九州電力により詳細な検討が行われるが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、原子力災害対策指針においては、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等が適用されている。「実用発電用原子炉の具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容」の概要は、以下のとおりである。

緊急事態区分	当面のEAL	措置の概要
警戒事態	警戒事象	住民防護のための防護開始
施設敷地緊急事態	特定事象 (原災法 10 条事象)	【PAZ内】 1 より時間を必要とする住民等の避難準備 2 住民等の避難準備
全面緊急事態	原子力緊急事態 (原災法 15 条事象)	【PAZ内】 住民等の避難準備 【UPZ内】 住民等の避難等の準備と空間放射線量率に基づく避難等

(2) PAZにおいては、原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。
なお、実態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することとする。

また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL: Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、出水市地域防災計画（第1編第2章）に定める「防災関係機関の業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

第1 市

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。
(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。
(5) 放射線防護資機材の整備に関すること。
(6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
(8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。
(9) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
(10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(11) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
(12) 住民等の避難等（屋外退避、コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ。）のための立ち退きの勧告又は指示等及び立入り制限、警戒区域の設定に関すること。
(13) 避難所の開設及び運営に関すること。
(14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限に関すること。
(15) 被ばく医療措置への協力に関すること。
(16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
(17) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関すること。
(18) 各種制限措置の解除に関すること。
(19) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
(20) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
(21) 住民相談窓口の設置に関すること。
(22) 健康相談窓口の設置に関すること。
(23) 広域避難計画の作成に関すること。
(24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。
(25) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

第2 消防機関

機関名	事務又は業務
出水市消防本部 出水市消防団	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。 (5) 緊急事態応急対策実施区域の消防対策に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

第3 出水市教育委員会

事務又は業務
(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。 (4) 小中学校への災害情報の伝達に関すること。 (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケアに関すること。 (6) 市立学校の避難計画作成への指導・調整に関すること。

第4 鹿児島県

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。 (7) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。 (8) 放射線防護資機材の整備に関すること。 (9) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (10) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (11) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。 (12) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。 (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (14) 住民等の避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ。）及び立入制限等に係る市町村への指示要請に関すること。

事務又は業務

- (15) 避難施設等調整システムを活用したU P Z内の住民、医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関する事。
- (16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市町村への指示に関する事。
- (17) 原子力災害医療措置に関する事。
- (18) 緊急輸送及び必要物資の調達に関する事。
- (19) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関する事。
- (20) 原子力災害対策に係る市町村への指示、指導及び助言に関する事。
- (21) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関する事。
- (22) 風評被害等の影響の軽減に関する事。
- (23) 住民相談窓口の設置に関する事。
- (24) 健康相談窓口の設置に関する事。
- (25) 受入市町村への要請等及び情報提供に関する事。
- (26) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関する事。
- (27) 災害時における所管道路の通行確保に関する事。
- (28) 薩摩川内市及び関係周辺市町と受入市町との調整に関する事。

第5 鹿児島県警察本部及び出水警察署

事務又は業務

- (1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
- (2) 住民等の避難等の誘導に関する事。
- (3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関する事。
- (4) 災害状況の把握及び連絡通報に関する事。
- (5) 緊急輸送の先導に関する事。
- (6) 防犯対策（避難所その他）に関する事。
- (7) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。

第6 鹿児島県教育委員会

事務又は業務

- (1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関する事。
- (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関する事。
- (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関する事。
- (4) 小中学校及び県立学校への災害情報の伝達に関する事。
- (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関する事。
- (6) 小中学校及び県立学校等避難計画作成への指導・調整に関する事。

第7 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
九州管区警察局	(1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（警察災害派遣隊等の応援派遣、装備資機材の援助等）に関する事。 (2) 災害時における警視庁及び他管区警察局との連携に関する事。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事。 (5) 災害時における警察通信の運用に関する事。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 (3) 提供可能な国有財産の情報提供に関する事。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関する事。 (2) 関係職員の現地派遣に関する事。 (3) 関係機関との連絡調整に関する事。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべき事。
九州農政局	(1) 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関する事。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。 (3) 災害時における応急用食料等の確保等に関する事。 (4) 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動規制及び解除に関する事。
九州森林管理局 (北薩森林管理署)	災害時における国有林野、国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関する事。
九州経済産業局	災害時に関する情報収集及びそれらに係る支援に関する事。
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関する事。 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。 (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関する事。 (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関する事。 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関の連絡調整に関する事。 (6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。
大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関する事。 (3) 原子力災害発生時の航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関する事。

機関名	事務又は業務
九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
第十管区 海上保安本部 (串木野海上保安部)	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時の海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	(1) 気象情報の把握、伝達及び発表に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	(1) 災害時における労働災害調査に関すること。 (2) 産業災害防止についての監督、指導に関すること。 (3) 被災労働者に対する救助、救急処置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての危害防止上必要な指導に関すること。 (4) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (5) 被災事業場の再開についての危険防止上必要な指導に関すること。 (6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職に関すること。 (7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。
九州地方整備局	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (3) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
九州地方 環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること。 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

第8 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第12普通科連隊	(1) 災害時における応急救援に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 被害状況の把握に関すること。 (4) 避難の救助に関すること。
海上自衛隊 第1航空群司令部	(5) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (6) 消防活動に関すること。 (7) 救護に関すること。
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	(8) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (9) 避難退域時検査及び簡易除染に関すること。 (10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (11) その他（生活支援等）。

第9 指定公共機関

機関名	事務又は業務
西日本高速道路 株式会社 (鹿児島高速道路事務所)	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (3) 緊急輸送、避難に対する協力に関すること。 (4) 災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除の取り扱いに関すること。
九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 利用者に対する自己情報及び各種措置の連絡に関すること。 (2) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店) KDDI株式会社 株式会社NTT・ドコモ NTT・コミュニケーションズ株式会社	(1) 災害時における通信の確保に関すること。 (2) 仮設同線の設置に関すること。 (3) 災害時優先電話に関すること。
日本郵便株式会社 (出水郵便局等)	災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関すること。 (2) こころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。

機関名	事務又は業務
<p>日本赤十字社 (鹿児島県支部)</p>	<p>(5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。</p>
<p>独立行政法人 国立病院機構</p>	<p>(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関する事。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関する事。 (3) 被災地での医療救護に関する事。</p>
<p>日本放送協会</p>	<p>(1) 原子力防災に関する知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。</p>
<p>日本銀行 (鹿児島支店)</p>	<p>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置（決済システムの安定的な運行に係る措置及び資金の貸付け) (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか所要の災害応急対策</p>
<p>国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構</p>	<p>(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関する事。 (2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に関する事。 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関する事。</p>
<p>国立研究開発法人 量子科学技術 研究開発機構</p>	<p>(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関する事。 (2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に関する事。 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関する事。 (4) 緊急時被ばく医療に関する事。利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関する事。</p>

第 10 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社エフエム鹿児島 株式会社鹿児島讀賣テレビ	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
公益社団法人鹿児島県医師会 (出水郡医師会) 公益社団法人鹿児島県歯科医師会 (出水郡歯科医師会) 公益社団法人鹿児島県看護協会	災害時における医療救護に関すること。
公益社団法人鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
公益社団法人鹿児島県トラック協会 公益社団法人鹿児島県バス協会	災害時における救助物資の輸送協力に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧

第 11 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
学校法人	(1) 園児、児童及び生徒等に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒等の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力に関すること。 (4) 被災した園児、児童及び生徒等の把握及び心のケアに関すること。 (5) 避難計画の作成に関すること。 (6) 被災施設の災害復旧に関すること。
社会福祉施設経営者 その他の団体	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 災害時における入所者等の安全対策に関すること。 (4) 避難計画の作成に関すること。

機関名	事務又は業務
病院等経営者	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 災害時における医療救護に関すること。 (3) 災害時における収容患者等の安全対策に関すること。 (4) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。 (5) 避難計画の作成に関すること。
金融機関	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
鹿児島いずみ農業協同組合 北薩森林組合 北さつま漁業協同組合 広瀬川漁業協同組合 出水平野土地改良区 北薩農業共済組合 出水商工会議所 鶴の町商工会	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 森林・農地等の被害調査及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 農林畜水産物の出荷制限に関すること。 (4) 被災組合員・商工業者に対する資金の融資、あっせん及び共済に関すること。 (5) ダム、ため池、樋門等施設の安全対策に関すること。
水道事業者	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被害施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他防災上重要な施設の管理者	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

第 1 2 九州電力

事務又は業務
(1) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること。 (3) 原子力発電所の災害予防に関すること。 (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。 (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (6) 災害時における施設内の応急対策に関すること。 (7) 原子力発電所内に一時滞在する見学者等の避難に関すること。 (8) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること。

事務又は業務

- (9) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関すること。
- (10) 環境放射線モニタリングの実施に関すること。
- (11) 原子力防災資機材の整備に関すること。
- (12) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
- (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
- (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (15) 相談窓口の設置に関すること。
- (16) 県、薩摩川内市・関係周辺市町及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。
- (17) 環境汚染への対処に関すること。
- (18) 災害復旧に関すること。

第 2 章 防災体制

第 1 節 災害応急対策における対応基準

市は、別表 3 の「災害応急対策における対応基準」にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

別表 3 災害応急対策における対応基準

市の体制区分	市の体制の設置基準	市の対応	県の対応		国の対応
			県庁	オフサイトセンター (薩摩川内市)	
警戒本部体制	九州電力から異常時における連絡 ※を受けた場合において、市長が必要であると認めた時	災害警戒本部の設置・運営	災害警戒本部の設置・運営	—	—
	1 県の環境放射線モニタリングによる異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めた時 2 県から警戒を要する旨の指示、指導又は助言があった時				
対策本部体制	警戒事態の発生の連絡を受けた時	災害対策本部の設置・運営 (現地災害対策本部の設置・運営)	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営	国事故現地警戒本部の設置・運営
	施設敷地緊急事態の発生通報を受けた時				国事故現地対策本部の設置・運営
	1 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めた時 2 前述の通報を受ける前において、市長が特に必要があると認めた時				現地事故対策連絡会議の開催 (オフサイトセンターにて)
緊急時体制	全面緊急事態に至り、原災法第 15 条第 2 項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した時				国現地本部の設置・運営
					1 原子力災害合同対策協議会の開催 2 機能グループへの参画 (オフサイトセンターにて)

※「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第 2 条第 2 項に規定する事項をいう。

第2節 防災活動体制

1 警戒本部体制

(1) 災害警戒本部の設置

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、政策経営部長を本部長とする災害警戒本部をくらし安心課、高尾野支所総合市民課及び野田支所総合市民課に設置し、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対処するためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の組織、構成、各構成員の所掌事務は別表4の「災害警戒本部の組織図」及び別表5の「災害警戒本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

(2) 情報の収集

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、県、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど県等との連携を図りつつ、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

(3) 災害警戒本部の所掌事務

- ア 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- イ 国、県及び九州電力との連絡調整に関すること。
- ウ 薩摩川内市、関係周辺市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 関係課（室・所）相互の連絡調整に関すること。
- オ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- カ 住民等への情報提供に関すること。
- キ その他必要な事項

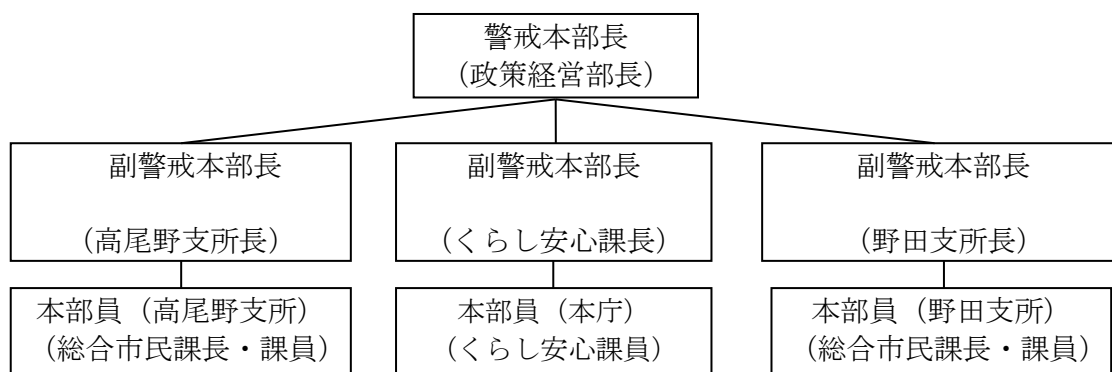
(4) 災害警戒本部の廃止

- ア 警戒事象又は特定事象の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
- イ 市長が災害の危険が解消したと認めたとき。

(5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

別表4 災害警戒本部の組織図



別表5 災害警戒本部の組織、構成、所掌事務

職名	充当職	所掌事務
警戒本部長	政策経営部長	市長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副警戒本部長	くらし安心課長 高尾野支所長 野田支所長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、くらし安心課長がその職務を代理する。
警戒本部員	くらし安心課員 高尾野支所 (総合市民課長・課員) 野田支所 (総合市民課長)	1 災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項 2 動員体制の準備に関する事項 3 情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項
災害対策要員	所属長がその所属する職員のうちから指名する。	1 上司の命を受け警戒本部の事務を処理する。 2 上司の命を受け関係課等との連絡にあたる。
現地警戒本部員	高尾野・野田 (支所長、総合市民課長・課員)	高尾野・野田地域及び出水地域の一部における情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項
現地災害対策要員	高尾野・野田支所の職員	1 上司の命を受け警戒本部の事務を処理する。 2 上司の命を受け関係課等との連絡にあたる。

2 対策本部体制

(1) 災害対策本部

ア 設置

市は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を市災害対策本部室（会議室等）に設置し、県へ連絡するとともに、市の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施にあたる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は別表6の「災害対策本部の組織図」及び別表7の「災害対策本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

別表7に記載がない所掌事務については、「出水市災害対策本部規程」に準拠するものとする。

また、必要に応じて関係機関等の出席を求め、意見聴取・連絡調整を行うものとする。

イ 所掌事務

- (7) 災害状況の把握に関すること。
- (8) 国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 住民等に対する情報提供及び指示伝達に関すること。

- (ニ) 住民等の避難及び立入制限に関する連絡調整に関すること。
- (ハ) 国への専門家の派遣要請に関すること。
- (ニ) 報道要請に関すること。
- (ヘ) 自衛隊への派遣要請等に関すること。
- (ケ) 海上保安本部への派遣要請等に関すること。
- (ケ) 県バス協会等への協力要請に関すること。
- (ニ) 緊急被ばく医療への協力に関すること。
- (ヘ) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- (シ) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- (セ) 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- (リ) 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
- (ハ) 国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関すること。
- (イ) その他必要な事項

ウ オフサイトセンターの機能確認

市は、国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能していることを確認するものとする。

エ 警戒事態発生の場合の対応

- (ア) オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官等と連携をとり、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

- (イ) 国事故現地警戒本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンター内に設置された国事故現地警戒本部に対応状況を随時連絡するなど、国事故現地警戒本部との連携・調整・情報の共有を行うものとする。

オ 施設敷地緊急事態発生の場合の対応

- (ア) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

- (イ) 国事故現地対策本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国事故現地対策本部との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

カ オフサイトセンターが機能しない場合の対応

- (ア) 国の本部との連絡確保

災害の影響等の事由により、国事故現地警戒本部や国事故現地対策本部が十分機能しない場合には、国事故警戒本部や国事故対策本部の事務局との通信手段を確保し対応するものとする。

(i) 代替オフサイトセンターの立上げ

市は、オフサイトセンターが機能不全により使用できない場合には、原子力防災専門官と連携し、代替オフサイトセンターへの移転・立上げに協力するものとする。

(参考)

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町1-3鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	日置市東市来町長里1020-1 鹿児島県消防学校
	鹿児島市鴨池新町10-1鹿児島県庁行政庁舎

(2) 現地災害対策本部

ア 設置

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、被災現地と災害対策本部の間の連絡調整、被災現地において迅速な応急対策を実施するため、直ちに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を高尾野支所に設置するものとし、現地本部の長（以下「現地本部長」という。）には高尾野支所長を充てる。

現地本部の組織、構成、各チームの所掌事務は別表8の「対策本部体制における現地災害対策本部等の組織図」及び別表9の「現地災害対策本部等の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

イ 現地本部の所掌事務

- (ア) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (イ) 災害状況の収集伝達に関すること。
- (ロ) 市、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (ハ) 国から派遣される専門家との調整に関すること。
- (ニ) 住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。
- (ホ) 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る住民への伝達に関すること。
- (ヘ) 住民避難等についての住民への指示・伝達に関すること。
- (コ) 緊急被ばく医療への協力に関すること。
- (セ) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- (ソ) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る連絡調整に関すること。
- (タ) その他必要な事項

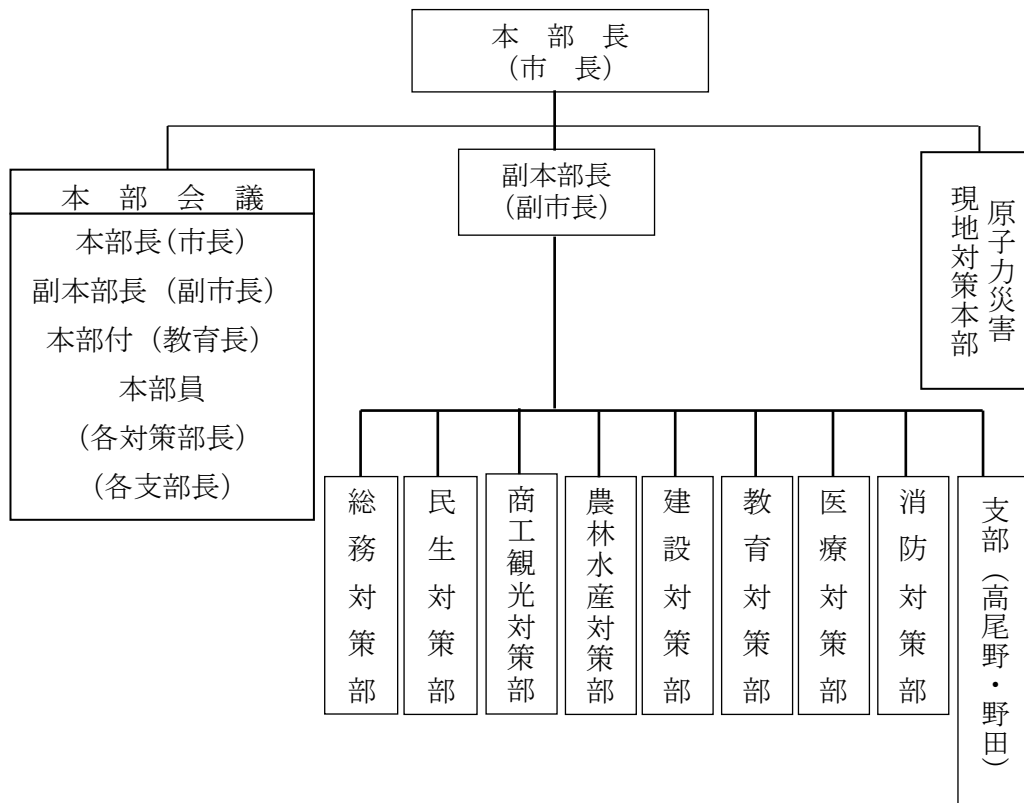
ウ 災害対策本部及び現地本部の廃止

災害対策本部及び現地本部は、国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部が解散し、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了し、その必要がなくなったと認めたとき廃止する。

エ 災害対策本部及び現地本部の緊急時体制への移行

原災法第15条第1項に規定する原子力緊急事態に至り、同条第2項に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、緊急時体制に移行する。

別表6 災害対策本部の組織図



別表7 災害対策本部の組織、構成、所掌事務

1 本部の組織

本部長	副本部長	本部付	本部員
市長	副市長	教育長	政策経営部長 保健福祉部長 市民部長 商工観光部長 農林水産部長 建設部長 教育部長 消防長 出水総合医療センター事務部長 高尾野支所長（現地災害対策本部長兼務） 野田支所長（現地災害対策副本部長兼務） 議会事務局長

【組織編制及び所掌事務】

※複合災害を考慮し、既存の組織編制及び担当事務に、原子力災害対策編関係を追加（下線部）

1 総務対策部

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 政策経営部長 副 部 長 くらし安心課長	本部総務班	くらし安心課長 (副) 防災対策監	くらし安心課員	1 防災会議、水防協議会及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 予警報の収集及び各対策部への伝達に関すること。 4 自衛隊の出動派遣要請及び連絡調整に関すること。 5 自治会長及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 6 災害報告書の作成及び関係機関への報告に関すること。 7 防災行政無線の運用及び保守に関すること。 8 り災証明の発行に関すること。 9 災害調査班に関すること。 10 災害調査員に関すること。 11 <u>各関係機関の情報収集及び調整に関すること。</u> 12 <u>原子力発電所との連絡調整に関すること。</u> 13 <u>原子力発電所の異常事象の状況把握に関すること。</u> 14 <u>防災業務関係者の被ばく管理に係る連絡調整に関すること。</u> 15 <u>防護対策を講ずべき区域の決定及び解除に関すること。</u> 16 <u>その他他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関すること。</u>
	秘 書 班	秘書広報係長	企画政策課員	1 本部長、副本部長及び本部付の秘書に関すること。 2 災害視察者に関すること。
	災害記録・広報班	企画政策課長 (副) DX推進課長	企画政策課員 DX推進課員 契約検査課員 選挙管理委員会事務員	1 緊急を要する調査及び災害記録に関すること。 2 その他広報資料の収集及び提供に関すること。 3 警報その他の災害広報の周知に関すること。 4 報道関係との連絡調整に関すること。

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 政策経営部長 副 部 長 くらし安心課長	情報受付班	総 務 課 長 (副) 庶務法制係長 情報管理係長	総 務 課 員 企画政策課員 DX推進課員	災害情報の受付、収集及び各対策部、支部との連絡調整に関する こと。
	人 事 班	職 員 係 長	総 務 課 員 監査委員事務局員	1 災害の配備要員の編成、招集及び出動の状況把握・記録に関する こと。 2 災害対策配備要員の食料に関する こと。 3 職員の被ばく管理に関する こと。 4 業務継続計画に関する こと。
	財 務 班	財 政 課 長 (副) 財 政 係 長	財 政 課 員	1 災害連絡車及び輸送車の配車 計画並びに災害用緊急物資等の 輸送に関する こと。 2 輸送力の確保に関する こと。 3 その他の車両に関する こと。 4 災害対策に必要な経費の予算 経理に関する こと。 5 災害対策用物資の調達及び出 納保管に関する こと。

2 民生対策部

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 保健福祉部長 副 部 長 市 民 部 長 福 祉 課 長	救 助 班	市民生活課 (副) 税 務 課 長 安心サポートセンター長 福祉総務係長	福 祉 課 員 税 務 課 員 市民生活課員 安心サポートセンター員 いきいき長寿課員 こども課員 小中学校職員 (調理主事) 学 校 主 事 企画政策課員 財 政 課 員 会 計 室 員 商工観光課員 文化スポーツ課員 契約検査課員 生涯学習課員 教育総務課員 クレインパーク員 高尾野支所総合市民課員 野田支所総合市民課員	1 民生対策部総括に関する事 2 災害救助法に基づく諸対策及 び救助事務に関する事 3 被災者生活再建支援法に基づ く被災者支援に関する事 4 被災者及び避難者に対する食 糧の手配、炊き出し及び配給に 関する事 5 救助金品の収受及び配分計画 に関する事 6 救援物資の輸送及び配給に関 する事 7 各避難所の開設指示及び各避難 所との連絡調整に関する事 8 応急仮設住宅の入居に関する事 9 救援状況の報告に関する事 10 災害援護資金等に関する事 11 社会福祉施設、市女性団体連絡 会との連絡調整に関する事 12 日本赤十字社、北薩地域振興局 との連絡に関する事 13 <u>避難所における健康相談窓口の 設置及び運営に関する事</u> 14 <u>避難バス等への添乗に関する 事</u>
		避 難 所		各避難所 2～4人
	衛 生 班	いきいき長寿課長 (副) 介護保険係長 健康保険係長	いきいき長寿課員 市民生活課員	1 衛生関係総括に関する事 2 保健所、医師会との連絡に関す ること 3 医療機関との連絡に関する事 4 災害用医薬品及び災害対策資 材に関する事 5 衛生関係の災害報告に関する 事 6 <u>安定ヨウ素剤の搬送に関する 事</u>
	救 護 班	母子保健係長 (副) 子育て支援室長 成人保険係長	健康増進課員 子育て支援室員	1 り災者の応急救護に関する事 2 災害救護事務に関する事 3 災害時における衛生施設に関 する事 4 救護所の設置及び運営に関す ること 5 要配慮者の支援に関する事

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 保健福祉部長 副 部 長 市 民 部 長 福 祉 課 長	感染症予防班	健康増進課 (副) 保健予防係長 地域包括ケア推進係	健康増進課員 いきいき長寿課員 会 計 室 員	1 災害地域の消毒、感染症予防計画に関すること。 2 感染症の発生対策に関すること。 3 死体の埋火葬に関すること。 4 飼養動物の保護に関すること。 5 県が行う緊急被ばく医療対策への協力に関すること。 6 安定ヨウ素剤、消毒医薬品等の配布・予防服用に関すること。 7 飲食物等の摂取制限等に関すること。
	廃棄物処理班	生活環境課長 (副) 生活環境係長	生活環境課員	1 災害地域の廃棄物の運搬、処分計画に関すること。 2 収集車両及び人員の確保に関すること。 3 汚染廃棄物の処理に関すること。 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 5 環境汚染への対処・調整に関すること。
	保育園班	こども課長 (副) こども施設係長	こども課員 保育園職員	1 保育園の災害対策、災害調査報告及び応急対策に関すること。 2 園児の避難その他対策に関すること。

3 建設対策部

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 建設部長 副 部 長 建設政策課長	建設総務班	道路河川課管理係長 (副) 建設政策課主査	建設政策課員 道路河川課員	1 建設対策部総括に関すること。 2 土木建築関係の災害報告に関すること。 3 北薩地域振興局建設部出水支所その他関係機関との連絡に関すること。 4 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に係る調整に関すること。
	土木施設班	道路河川課長 (副) 道路河川課建設第二係長	道路河川課員	1 土木関係災害調査及び災害対策に関すること。 2 土木関係公共施設その他一般土木の防災及び応急復旧対策に関すること。 3 労務対策に関すること。 4 応急対策用資材の準備及び輸送に関すること。 5 水防資材・器材の出納保管に関すること。 6 建設業協会との連絡に関すること。 7 米ノ津川水門の管理に関すること。 8 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に係る調整に関すること。 9 <u>道路に係る汚染への対処に関すること。</u>
	都市施設班	西回り道・防災道の駅推進課長 (副) 建設政策課計画管理係長	建設政策課員	1 都市関係災害調査及び災害対策に関すること。 2 都市関係公共施設の防災及び応急復旧対策に関すること。 3 応急対策用資材の準備及び輸送に関すること。
	建築施設班	建築住宅課長 (副) 建設政策課施設政策係長 建築住宅課住宅政策係長	建設政策課員 建築住宅課員	1 建築関係災害調査及び災害対策に関すること。 2 建築関係公共施設の防災及び応急復旧対策に関すること。 3 応急仮設住宅等の建築及び修理に関すること。 4 被災住宅応急修理に関すること。
	下水道施設班	上下水道課長 (副) 上下水道課水道工務係長	上下水道課員	1 下水道施設関係災害調査及び災害対策に関すること。 2 下水道施設関係の防災及び応急復旧対策に関すること。 3 下水道協会及び指定店への連絡に関すること。 4 <u>脱水汚泥処理に関すること。</u>

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部長 建設部長 副部長 都市計画課長	水道施設班	上下水道課長 (副) 水道工務係長	上下水道課員	1 水道関係災害調査及び災害対策に関すること。 2 水道施設の防災及び応急復旧対策に関すること。 3 災害時の給水に関すること。 4 飲料水の確保、給水に関すること。 5 管工事組合との連絡に関すること。 6 水道施設の取水制限に関すること。 7 水道施設及び飲料水の汚染状況調査に関すること。

4 商工観光対策部

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 商工観光部長 副 部 長 商工観光課長	商工観光班	商工労政係長 (副) 交流推進係長	商工観光課員 国体推進課員	1 商工観光対策部の総括に関する こと。 2 商工観光関係の災害調査報告及 び応急対策に関すること。 3 災害用物資及び燃料の供給に関 すること。 4 被災商工業者等に関する融資の あっせんに関すること。 5 商工会議所その他関係団体との 連絡に関すること。 6 一時滞在者に関すること。 7 流通対策に関すること。 8 風評被害に関すること。
	文化財・ス ポーツ施 設班	文化スポーツ課長 (副) 文化財係長 スポーツ振興係長	文化スポーツ課員	文化財関係施設及び社会体育施 設の災害調査報告及び応急対策に 関すること（高尾野・野田の施設含 む。）。
	クレインパーク班	クレインパークいずみ館長 (副) ラムサール 推進室参事	クレインパークいずみ職員	クレインパークいずみの災害調 査及び応急対策に関すること。

5 農林水産対策部

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 農林水産部長 副 部 長 農政畜産課長	農 畜 産 班	農政係長 (副) 農畜産係参事補	農政畜産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産対策部総括に関する事 2 農畜産業関係の災害調査報告及び応急対策に関する事。 3 災害時における食糧対策に関する事。 4 被災農畜産業者等に関する融資のあっせんに関する事。 5 北薩地域振興局農林水産部出水支所との連絡に関する事。 6 農協その他関係団体との連絡に関する事。
	農業振興・ 施設管理班	農業振興係長 (副) 農業委員会事務局長	農政畜産課員 農業委員会事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関連施設の災害調査報告及び応急対策に関する事。 2 農作物等の災害調査報告及び応急対策に関する事。 3 災害時における食糧対策に関する事。 4 被災農業者等に関する融資のあっせんに関する事。 5 北薩地域振興局農林水産部出水支所との連絡調整に関する事。 6 農協その他関係団体との連絡調整に関する事。
	基盤整備・ ダム・排水 機場班	農林水産整備課長 (副) 基盤整備係長	農林水産整備課員 農業委員会事務局員 農政畜産課員 道路河川課員 上下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地農業用施設の災害調査報告及び応急対策に関する事。 2 北薩地域振興局農林水産部出水支所との連絡に関する事。 3 土地改良区等との連絡に関する事。 4 高川ダムの管理及び管理事務所との連絡に関する事。 5 高尾野ダム、御手洗ダム、嶽ダムの警戒体制及び操作規定に基づく管理に関する事。 6 福ノ江排水機場・江内排水機場の操作及び維持管理に関する事。 7 <u>農地等に係る汚染への対処に関する事。</u>

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 農林水産部長 副 部 長 農政畜産課長	林務水産班	林務水産係長 (副) 林務水産係主任主査	農林水産整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業関係の災害調査報告及び 応急対策に関すること。 2 北薩地域振興局農林水産部出 水支所との連絡に関すること。 3 災害時の林産物資に関すること。 4 森林組合その他関係団体との 連絡に関すること。 5 水産業関係の災害調査報告及 び応急対策に関すること。 6 被災林・水産業者等に関する融 資のあっせんに関すること。 7 災害用船艇のあっせんに関す ること。 8 漁協その他関係団体との連絡 に関すること。 9 漂流物及び沈没品の保管に関 すること。

6 教育対策部

対 策 部 長	班 名	班 長	班 員	所 掌 事 務
部 長 教 育 部 長 副 部 長 教 育 総 務 課 長	教育総務班	学校教育課長 (副) 教育総務係長	教育総務課員 学校教育課員 幼稚園職員 市民スポーツ課員 高尾野小学校主事	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育文化関係施設の災害調査報告及び応急対策に関すること（高尾野・野田の施設含む。）。 2 児童・生徒の安全確保と避難、消火、水防、救助及び衛生面の応急対策に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 教材学用品等の配給に関すること。 5 北薩教育事務所出水支所との連絡に関すること。 6 教育文化施設に係る汚染への対処に関すること。 7 避難等に係る学校施設の提供・協力・調整に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課長 (副) 生涯学習課参事	生涯学習課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化会館、音楽ホール、中央公民館及び付帯施設の災害調査報告及び応急対策に関すること（高尾野・野田の施設含む。）。 2 利用者の避難に関すること。
	図書館班	読書推進室次長	読書推進室員	図書館の災害調査報告及び応急対策に関すること。
	青年の家班	青年の家所長 (副) 青年の家次長	青年の家職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 青年の家の災害調査報告及び応急対策に関すること。 2 利用者の避難に関すること。
	商業高校班	商業高校事務長 (副) 商業高校事務次長	商業高校職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 商業高校の災害調査報告及び応急対策に関すること。 2 生徒の避難その他の対策に関すること。
	学校給食センター班	学校給食センター所長 (副) 学校給食センター次長	学校給食センター所員	学校給食センターの災害調査報告及び応急対策に関すること。

7 消防対策部

対策部長	班名	班長	班員	所掌事務
部長 消防長 副部長 次長	消防団班	消防署長	消防本部職員 消防署員	1 消防署の所掌事務に関する事。 2 気象観測及び通報周知に関する事。 3 水防、火災警報の発令、伝達及び周知に関する事。 4 消防団員の招集、動員に係る消防団長との連絡調整に関する事。 5 警察署との連絡調整に関する事。 6 消防無線電話の管理統制に関する事。 7 消防、水防等防災作業の実施及び指揮に関する事。 8 民政対策部救護班及び避難収容所班との連絡に関する事。 9 避難指示等に伴う避難者の誘導人命救出及び救出状況の速報に関する事。 10 行方不明者の捜索収容に関する事。 11 火災等消火作業の実施及び被害調査報告に関する事。 12 救助用船艇の調達借上げ及び配置に関する事。 13 要配慮者への支援に関する事。

8 医療対策部

対策部長	班名	班長	班員	所掌事務
部長 事務部長 副部長 経営企画課長 経営管理課長 医事課長	総合医療センター班	総務係長	経営企画課員 経営管理課員 医事課員	1 災者の医療に関する事。 2 災害用医薬品の調達に関する事。 3 保健及び医療機関との連絡に関する事。 4 医療センター施設の災害調査報告及び応急対策に関する事。

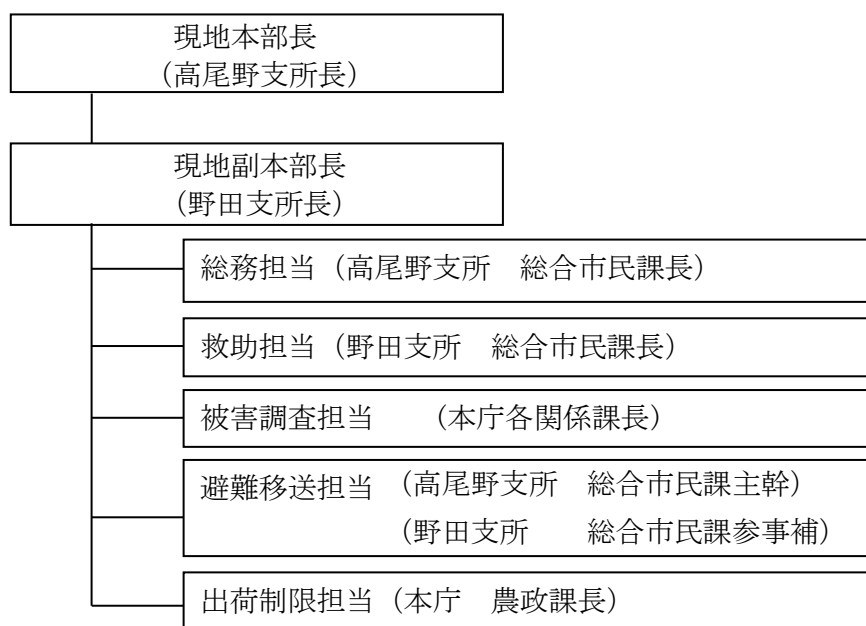
9 高尾野支部 総務対策部

対策部長	班名	班長	班員	所掌事務
部長 総合市民課長 副部長 総合市民課主幹	支部総務班	総合市民課参事補	総合市民課員	1 支部会議に関する事。 2 防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 災害配備要員の編成、招集及び出動の状況把握・記録に関する事。 4 災害情報の収集及び各対策部、本部との連絡調整に関する事。 5 防災行政無線の運用及び保守に関する事。 6 り災証明の発行に関する事。 7 市民相談に関する事。 8 その他他の対策部に属さない事務又は支部長の特命に関する事。

10 野田支部 総務対策部

対策部長	班名	班長	班員	所掌事務
部長 総合市民課長 副部長 総合市民課参事補	支部総務班	総合市民課参事補	総合市民課員	1 支部会議に関する事。 2 防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 災害配備要員の編成、招集及び出動の状況把握・記録に関する事。 4 災害情報の収集及び各対策部、本部との連絡調整に関する事。 5 防災行政無線の運用及び保守に関する事。 6 り災証明の発行に関する事。 7 市民相談に関する事。 8 その他他の対策部に属さない事務又は支部長の特命に関する事。

別表8 対策本部体制における現地災害対策本部等の組織図



別表9 現地災害対策本部等の組織、構成、所掌事務

現地本部長	高尾野支所長（災害対策本部員兼務）
現地副本部長	野田支所長（災害対策本部員兼務）
要 員	<p>（ 総 務 担 当 ） 責任者：高尾野支所 総合市民課長</p> <p>（ 救 助 担 当 ） 責任者：野田支所 総合市民課長</p> <p>（ 被害調査担当 ） 責任者：本庁各関係課長</p> <p>（避難・移送担当） 責任者：高尾野支所 総合市民課主幹、 野田支所 総合市民課参事補</p> <p>（ 出荷制限担当 ） 責任者：本庁 農政課長</p>
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 災害状況の収集伝達に関すること。 3 住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。 4 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る住民への伝達に関すること。 5 住民避難等についての住民への指示・伝達に関すること。 6 原子力災害医療への協力に関すること。 7 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 8 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る連絡調整に関すること。 9 その他必要な事項

3 緊急時体制

(1) 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制をとる。

緊急時体制における原子力災害合同対策協議会の構成員等は、別表10の「原子力災害合同対策協議会の構成員等」とおりとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、副市長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

(3) オフサイトセンターへの職員の派遣

市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、原子力発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

(4) 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

ア 災害状況の把握に関すること。

- イ 国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事。
 - ウ 住民等に対する情報提供及び指示伝達に関する事。
 - エ 報道要請に関する事。
 - オ 自衛隊への派遣要請に関する事。
 - カ 海上保安本部への派遣要請等に関する事。
 - キ 県バス協会等への協力要請に関する事。
 - ク 原子力災害医療への協力に関する事。
 - ケ 緊急時モニタリングへの協力に関する事。
 - コ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関する事。
 - ク 交通規制・緊急輸送等に関する事。
 - シ 原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画に関する事。
 - ス その他必要な事項
- (5) 緊急時体制における現地本部の所掌事務
- ア 災害対策本部との連絡調整に関する事。
 - イ 災害状況の把握伝達に関する事。
 - ウ 住民避難等の実施に係る連絡調整に関する事。
 - エ 原子力災害医療への協力に関する事。
 - オ 緊急時モニタリングへの協力に関する事。
 - カ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関する事。
 - キ その他必要な事項
- (6) 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行
- 原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移行するものとする。

別表 10 原子力災害合同対策協議会の構成員等

(1) 合同対策協議会（全体会議）の構成員

構 成 員	副市長	
補助構成員	くらし安心課員、その他必要な者	
機能及び任務	関係者の情報共有相互協力のための調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 オフサイトセンター内の情報共有 2 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 3 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 4 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 5 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告の確認 6 オンサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認 7 緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

(2) 機能グループの機能及び任務

機能グループ	機能及び任務	
総括班	総合調整	<p>【総務担当業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部長、副本部長等の補佐業務 2 オフサイトセンターの運営・管理 3 合同対策協議会・運営事務（資料とりまとめ、議事録作成等） 4 合同対策協議会の決定事項の関係機関（構成員となっていないが出られなかった機関）への伝達 5 各機能班の情報の集約及び総合調整 6 県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動情報、被害状況等の情報の取りまとめ及びそれら各機関の防災活動状況に関する原子力災害合同対策協議会資料・記者発表資料の作成 7 原災本部、県・市町村災害対策本部との連絡調整 8 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）への支援要請に関する原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）チーム総括班への要請依頼 9 その他重要事項に関する総合調整 10 原災本部長の指示等（各班担当の指示は除く）の現地対策本部の各機能班、地方公共団体、関係機関等への周知 11 官邸チーム総括班、ERCチーム総括班、県・市町村災害対

		<p>策本部との連絡・調整</p> <p>【記録担当業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部における資料管理保存、議事録作成等 2 現地対策本部各機能班の情報の集約、記録 3 現地対策本部における各事象のクロノロジーの作成
運営支援班	オフサイトセンターの管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 オフサイトセンターの環境整備（仮眠室の確保を含む。） 2 オフサイトセンター参集者の食料等の確保（日用品の調達を含む。） 3 オフサイトセンターの衛生管理 4 オフサイトセンターにおける各種通信回線の確保 5 その他オフサイトセンターにおける業務環境の整備に関すること。 6 オフサイトセンターの放射線防護対策設備の運用に関すること。 7 オフサイトセンターの出入管理（除染室を含む。）に関すること。
広報班	報道機関等対応、住民等への広報	<p>【総括担当業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部における記者会見等の調整及び記者発表資料の作成 2 現地の記者からの問い合わせへの対応 3 官邸チーム広報班及びERCチーム広報班との情報連絡 <p>【問い合わせ担当業務】</p> <p>地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応支援（プレス対応資料の共有等）</p>
放射線班	放射線に関する情報共有・調整	<p>【総務担当業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会資料の作成 2 現地各機能班への放射線班に関する情報の共有 3 ERCチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整 <p>【放射性物質汚染対策担当業務】</p> <p>除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての必要な調整</p>
住民安全班		<p>【総括担当業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置等）の収集、整理 2 住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規

住民安全班	被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整	<p>制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成</p> <p>3 各機能班への住民安全班に関する情報の共有</p> <p>4 官邸チーム住民安全班及びERCチーム住民安全班との情報共有・調整</p> <p>【住民避難・輸送担当業務】</p> <p>1 住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整</p> <p>2 緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握及び調整、必要に応じ実働対処班への緊急輸送の依頼</p> <p>3 緊急輸送に係る優先順位に関する調整</p> <p>4 緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整</p> <p>5 交通規制等の状況の把握及び調整</p> <p>【敷地施設緊急事態要避難者支援担当業務】</p> <p>敷地施設緊急事態要避難者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している敷地施設緊急事態要避難者に対する物資等の支援）</p> <p>【住民支援・要望対応担当業務】</p> <p>1 避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取</p> <p>2 地方公共団体の要望のERCチーム住民安全班への伝達</p> <p>3 ERCチーム住民安全班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整</p> <p>4 関係機関からの支援申出への対応</p> <p>5 社会秩序の維持に関する調整</p> <p>6 被災地方公共団体への支援要員派遣</p>
プラントチーム	原子力事業所に関する情報の収集、整理	<p>1 ERCチームプラント班との情報共有</p> <p>2 プラント状況に関する現地での地方公共団体等への説明</p> <p>3 各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供</p>
実働対処班	実働組織との連絡調整	<p>【総括担当業務】</p> <p>1 オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する実働組織の状況に関する現地各機能班への情報共有</p> <p>2 現地各機能班で立案する計画につき、実働組織の関与が必要</p>

		<p>な事項について実動省庁又はE R Cチーム実動対処班等との連絡・調整を実施</p> <p>3 物資調達・供給活動及び緊急輸送に関するクロノロジーの作成</p>
医療班	被災者に対する医療活動の把握	<p>【総括担当業務】</p> <p>1 原子力災害医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成</p> <p>2 現地各機能班への医療班に関する情報の共有</p> <p>3 官邸チーム医療班及びE R Cチーム医療班との情報共有・調整</p> <p>【原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務】</p> <p>1 原子力災害医療派遣チームの派遣先の調整</p> <p>2 関係機関における被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう、措置の実施</p> <p>3 県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関する指導・助言</p> <p>4 原子力災害対策指針に定める基準等を踏まえ、避難所等に設置された救護所等において、関係機関からの派遣要員と協力して、避難住民の汚染の測定、除染等の支援等</p> <p>5 救護所、医療機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、E R Cチーム医療班に依頼し、関係機関に支援を要請するとともに、要員・資機材の配置に関する調整を実施</p> <p>6 避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R Cチーム医療班への報告</p> <p>【安定ヨウ素剤担当業務】</p> <p>1 官邸チーム医療担当が決定した安定ヨウ素剤服用指示の内容についての関係地方公共団体への伝達</p> <p>2 避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要に応じた安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等に係る支援</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況の把握</p> <p>【健康調査・管理担当業務】</p> <p>1 公衆の被ばく線量の実測、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施</p> <p>2 健康相談窓口の設置</p>

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- 1 市は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- 2 九州電力が、県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県からの写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 県による立入調査への同行

1 立入調査への同行

市は、九州電力との間に締結している「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合で、原災法の施行に必要なときは、同行して、九州電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置について、確認するものとする。

2 職、氏名の通知

立入調査に同行する市の職員は、「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第3項の規定に基づき、九州電力に対し、職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

市は、出水市域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正、九州電力（原子力発電所）の防災体制に関する情報の収集、防災訓練の実施、市民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行われるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、市内の備蓄量及び供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、九州電力、その他防災関係と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、九州電力その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、衛星携帯電話、インターネットメール、防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話等の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備と備え付け

市は、国、県及び九州電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、災害対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

この際、県及び県内関係市町との間の通信連絡のため専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(1) 市防災行政無線の確保・活用

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上・衛生系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話等の活用を努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信輻輳の防止

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で非常時における運用計画を定めておくものとする。

(6) 非常用電源の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源装置を整備（補充用燃料を含む。）し、耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 警戒本部をとるために必要な体制等の整備

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、政策経営部長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしおくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、マニュアル等の作成など必要な態勢を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

(1) 災害対策本部等の整備

市は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、迅速に意思決定し防護対策の指示を行うための体制、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンター

への派遣手段等を定めておくものとする。

3 緊急時体制の整備

(1) 緊急時体制の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、直ちに対策本部体制から緊急時体制に移行するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県、薩摩川内市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため、市は同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員

原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから、市はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

(1) 職員の動員体制

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ、整備しておくものとする。

(2) 医療関係者の配置

市は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、自衛隊、県警察、消防、第十管区海上保安部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について協定の締結の促進、消防相互応援体制の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な県への派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の周知徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

(1) 他の市町村等との応援協定締結

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の市町村及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、県の協力のもと、他の市町村等との応援協定締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制について必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援要請に必要な準備

市は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておく、県や他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を努めるものとする。

10 専門家の派遣要請手続き

市は、九州電力より施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員の確保等）を行うものとする。

第8節 複合災害に備えた体制の整備

市は、国、県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

3 広域的な応援協力体制

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

4 避難収容活動体制の整備

(1) 避難計画の整備

市は、複合災害時でも避難が行えるよう、道路等の状況等を考慮し、避難計画を作成する。

(2) 避難所の整備

市は、複合災害時の避難所の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

また、薩摩川内市等からの広域的な避難に備え、受入体制について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備する。

5 緊急輸送活動体制の整備

(1) 職員の派遣体制

市は、国・県及び防災関係機関と協議し、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(2) 資機材の搬送体制

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(3) 代替輸送手段の確保

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリコプター輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時において、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（屋外同報系による。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ等を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ、フェイスブック等のソーシャルメディア等）や緊急速報（エリアメール等）の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、複合災害時に周辺住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

8 防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

市は、国、県、防災関係機関と連携し、本章第16節に定める人材育成及び第17節に定める防災訓練等を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

第9節 避難収容活動体制の整備

1 避難等の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

ア 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、緊急事態応急対策実施区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施にあたり、避難誘導にあたるものとする。

(2) コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は、原則として災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

ア 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから、原子力発電所との方位・距離等を考慮のうえ、退避するコンクリート建屋、避難経路等を指定するものとする。

イ 災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したと

きは、職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

ウ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内退避の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。

エ 避難誘導者は、避難住民等に対し、コンクリート屋内退避にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

(3) 避難

避難は、原則として緊急事態応急対策実施区域外（海上にあっては、警戒区域外）に退避するものとする。

ア 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対し避難を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定している避難所のうちから、原子力発電所からの方角・距離等を考慮のうえ、避難する避難所、避難経路等を指定するものとする。

イ 災害対策本部長は、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

ウ 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。

エ 避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

オ 県、第十管区海上保安本部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

2 避難計画の作成

市は、国、県及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

(1) UPZ内の避難計画

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

(2) 留意事項

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はUPZ外とする。

また、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。避難計画には、地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。

(3) 避難施設等調整システムの整備

県は、UPZ内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合に備え、あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

3 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、学校やコミュニティーセンター等公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、市は、避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

併せて、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、必要に応じて衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、市は、県等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備に努めるものとする。

(7) 避難場所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資

するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする

4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握するとともに関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

エ 市は、県の助言のもと、前述の検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画を整備するものとする。

- (2) U P Z内の病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

県は、U P Z内の医療機関の一時移転等に備え、医師会等の関係機関と通連携し、避難施設等調整システムに避難元となる医療機関及び避難先候補となる病院をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど、入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

- (3) U P Z内の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

県は、U P Z内の社会福祉施設の一時移転等に備え、関係機関と通連携し、避難施設等調整システムに避難元となる社会福祉施設及び避難先候補となる社会福祉施設をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど、入所者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

5 学校施設等における避難計画の整備

(1) 避難計画の作成

UPZ内の学校施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における、幼児、園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

(2) 生徒等の保護者への引き渡しに関するルールの整備

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

UPZ内の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練となるよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

8 居住地以外の市町村に避難する被災者への情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易にかつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携し、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10 避難場所・避難方法等の周知

(1) 避難場所等の周知

市は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものと

する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難退域時検査場所について、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携してそれぞれの地域の実情等を考慮し、原子力災害対策指針等を踏まえ、候補地を選定するものとする。

(2) 住民に提供する情報の整理

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び九州電力と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難情報の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

11 避難のための輸送施設の整備

市は、住民等の避難の誘導・移送を行うための道路の確保に努めるものとする。

第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制整備

1 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保

市は、県の助言を受けながら、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制について、あらかじめ定めておくものとする。

第 11 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する道路関連設備について、県及び県警察が行う当該設備の整備に協力し、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

(1) 医療活動用資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

なお、安定ヨウ素剤の配布・服用方法等の具体的な在り方については、今後の国の動向等を踏まえて検討を行うものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

ア 県及び医療機関等と連携して、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

安定ヨウ素剤の事前配布については、P A Z内の住民等及びU P Z内に居住し、障がいや病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し、希望する住民に対して実施する。

また、原子力災害対策重点区域の住民等に対する緊急時における配布体制を整備する。

イ 事前配布体制の整備

(7) 予備の安定ヨウ素剤の備蓄

市は県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、支所、保健センターにおいて管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

(8) 説明会による事前配布

市は県と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

また県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

㊦ 安定ヨウ素剤の再配布等

市は県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、丸剤は使用期限の5年ごと、ゼリー剤は使用期限の3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

4 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県、九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材の計画的な整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。

(2) 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動

(1) 物資の調達等体制の整備

ア 市は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

イ 物資の備蓄等

備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 物資の緊急輸送活動体制の整備

市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点とするなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 住民等に提供すべき情報の整理

市は、国、県及び九州電力と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達施設・設備の整備

市は、的確な情報を常に伝達できるよう、市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(2) 住民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(3) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報活用等（エリアメール等）、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定

1 業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

2 行政機能移転

市は、庁舎等が使用できない場合に備えて、行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

第 15 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) コンクリート屋内待避所、避難所、放射線防護対策が実施された屋内退避施設等に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等留意事項に関すること。
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (10) 避難又は一時移転を指示された地域以外における自主避難の抑制（屋内退避の有効性を含む）に関すること。
- (11) その他原子力防災に関すること。

2 防災教育の充実

市及び教育委員会は市立学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、市立学校においては、学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し、児童生徒の安全確保に努めるとともに、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 要配慮者への配慮

市が防災知識の普及・啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ配慮するよう努めるものとする。

4 避難状況の確実な把握

市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難所以外に避難をした場合等に、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

5 資料等の整理、教育等の情報発信

(1) 資料の収集・整理

市は、国及び県と連携し過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 教訓等の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第16節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を図る等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者を対象に必要な応じ研修を実施するものとする。

研修成果については、訓練等において具体的に確認するとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- 10 その他緊急時対応に関すること。

第17節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 市の訓練計画

市は、国、県、九州電力等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

ア 災害対策本部等の設置運営訓練

イ オフサイトセンターへの参集、立上げ、運営訓練

ウ 緊急時通信連絡訓練

- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民避難訓練
- ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 国の総合的な防災訓練計画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に市域が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害・重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、九州電力等関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

市は、訓練を実施するにあたり、参加者に事前にシナリオを知らない訓練、訓練開始時刻を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努めるものとする。

(2) 訓練の評価と防災体制の改善

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県、九州電力等関係機関と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 18 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、原子力発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であることから、防災関係機関においては次により対応するものとする。

1 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防保安課に報告するとと

もに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、九州電力等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

2 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、九州電力等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

3 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安庁職員の安全確保を図りつつ、九州電力等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

4 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第 19 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、九州電力から、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応、全面緊急事態に至ったことにより原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

イ 市からの連絡

市は、九州電力及び県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 九州電力からの通報及び原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ 市からの連絡

市は、九州電力及び県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

(3) 九州電力から施設敷地緊急事態発生 of 通報があった場合

ア 九州電力からの通報

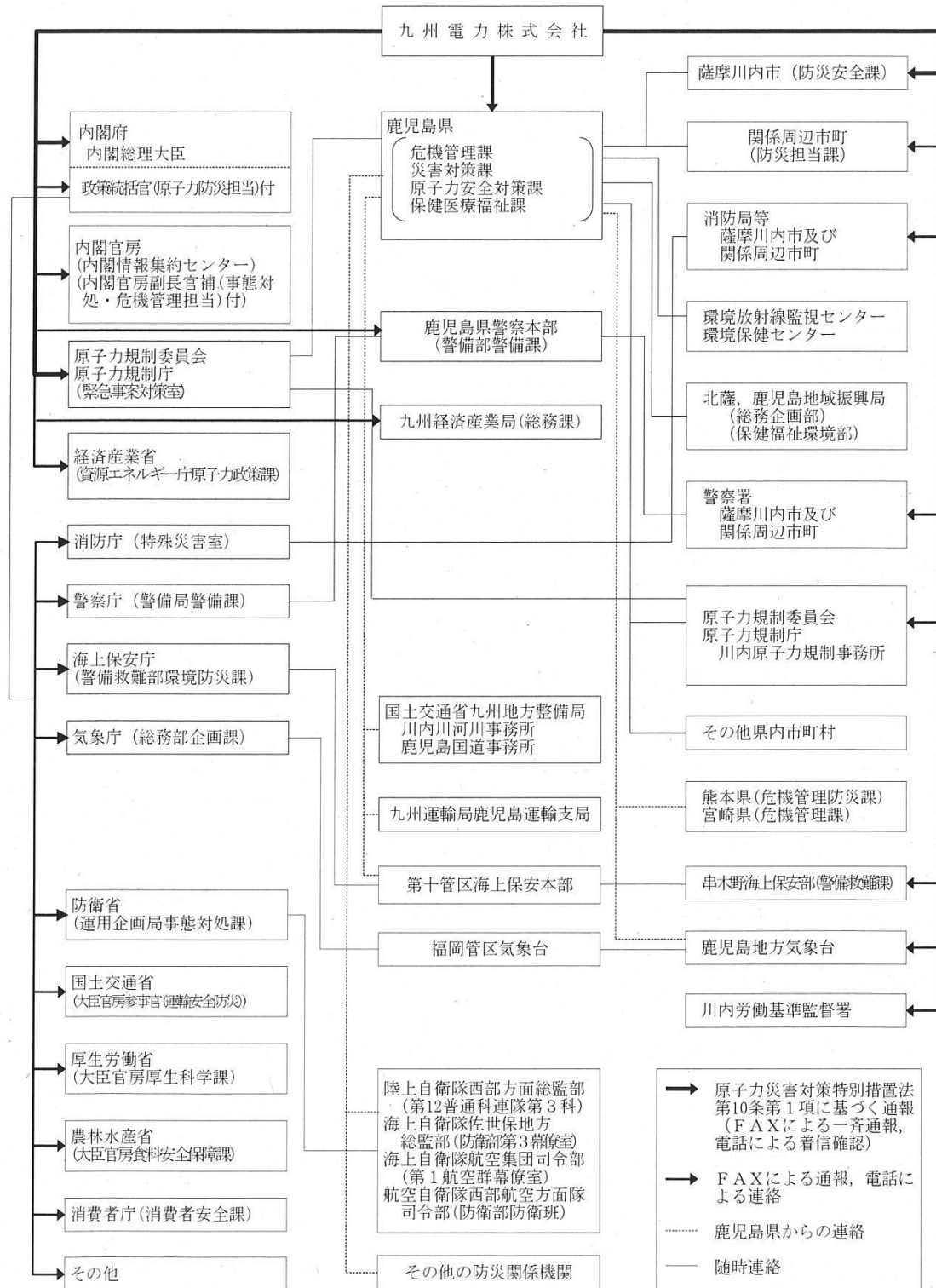
九州電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに、県、原子力規制委員会等主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。なお、県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

これらの連絡系統は、別図2、3「連絡系統図」のとおりとする。

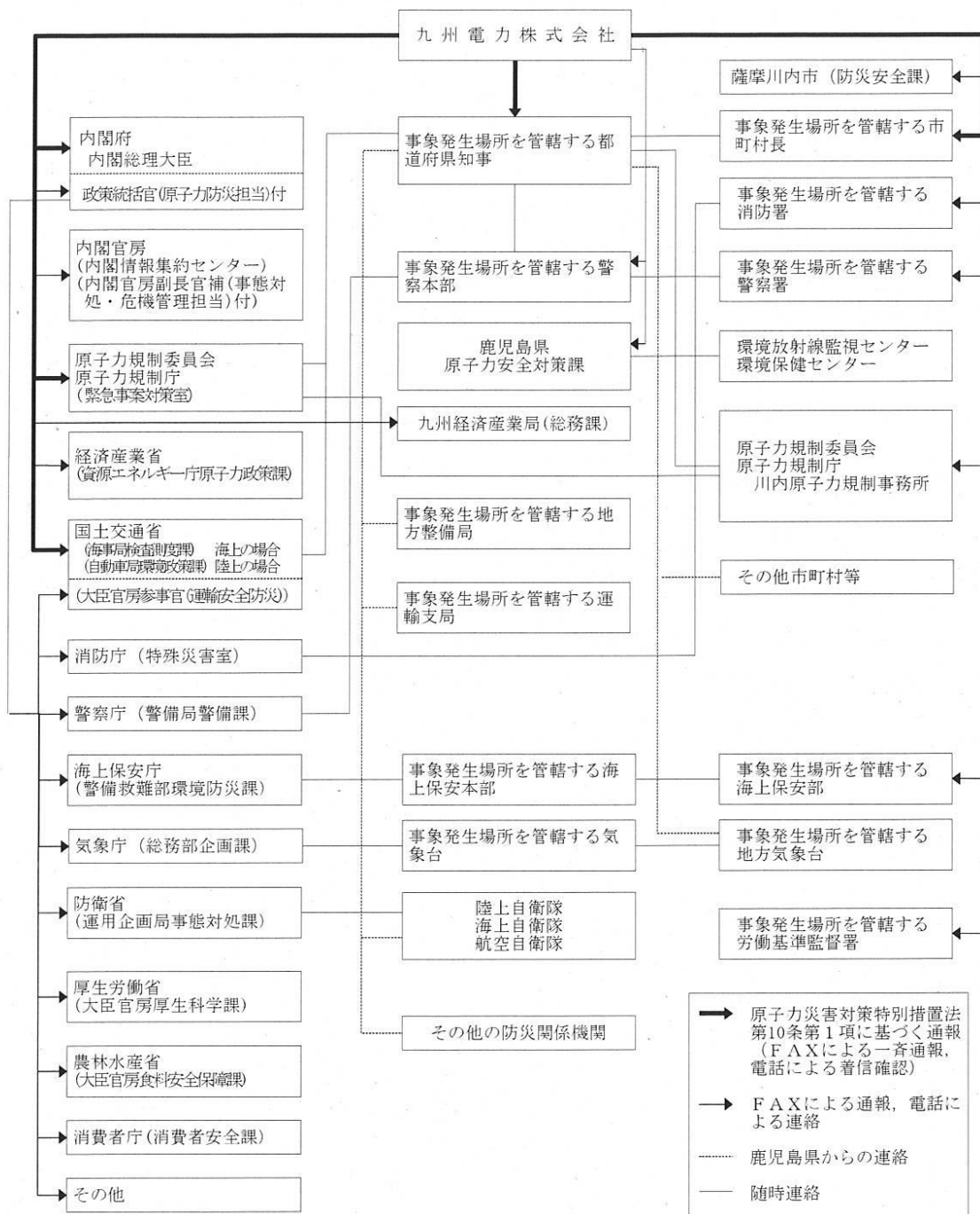
イ 市からの連絡

市は、九州電力及び県等から通報・連絡を受けた事項について、関係部署、防災関係機関に連絡するものとする。

別図2 連絡系統図



別図3 連絡系統図（核燃料物質等の運搬中の場合）



2 応急対策活動情報の連絡

(1) 警戒事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、県をはじめ原子力規制委員会、薩摩川内市、本市、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び発電所対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部に連絡するものとする。

イ 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 県、薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ 関係機関等との連携

市は、自衛隊、第十管区海上保安部、鹿児島地方気象台及びその関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ 国事故現地警戒本部との連携

市は、国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、本市、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故対策本部及び国事故現地対策本部に連絡するものとする。

イ 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）及び県から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 県、薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ 関係機関等との連携

市は、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ 現地事故対策連絡会議との連携

市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

カ 市からの関係機関等への連絡

市は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報などの応急対策活動内容について、自治会、消防団、農協、漁協、要配慮者等に係る施設等へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。また、市が行う応急対策活動について、県、県警察その他の関係機関に対し、継続的に連絡する。

(3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 全面緊急の連絡

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

イ オフサイトセンターでの対応

市は、国の現地本部、指定公共機関、県、薩摩川内市、関係周辺市町、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また、市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

ウ 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市、県、薩摩川内市、関係周辺市町をはじめ九州電力、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星携帯電話並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、第2章第1節に掲げる災害応急対策における対応基準及び第2章第2節に掲げる防災活動体制並びに以下の体制にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

2 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

ア 他市町村等に対する応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

イ 緊急消防援助隊の出動要請

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

ア 関係機関への職員派遣要請

市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

イ 専門的事項の援助要請

市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

(1) 原子力被災者生活支援チームの設置

国の原子力災害対策本部長は、原子力発電所において放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

(2) 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は県と連携し初動対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

ア 適切な被ばく管理

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部又は現地災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

イ 二次災害の防止

二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 防護資機材の装着等の指示

現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 防護資機材の調達の要請等

市は、防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し、防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

ア 放射線防護基準

- (7) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

(参考) 放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業		緊急作業	
実効線量		① 5年間	1 0 0 mSv	1 0 0 mSv	2 5 0 mSv [※]
		② 1年間	5 0 mSv	—	—
		③ 3ヶ月間	5 mSv	—	—
		④ 1 mSv (妊娠中の女子)			
等価線量	眼の水晶体	5年間	1 0 0 mSv	3 0 0 mSv	
		1年間	5 0 mSv		
	皮膚	1年間	5 0 0 mSv	1 Sv	
		腹部表面	2 mSv (妊娠中の女子)	—	

※原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び第15条の事象が発生した場合

- (4) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）

イ 被ばく管理

市は、県と連携又は独自に、職員の被ばく管理を行うものとし、市の放射線防護を担う班は、現地災害対策本部等に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ県など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

ウ 防護資機材の確保

市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

エ 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

(1) 避難準備

ア 住民の避難準備

市は、原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、受入市町へ避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整えるものとする。

イ 病院等医療機関等の避難準備

市は、病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の者が利用する施設（以下「医療機関等」という。）に対し、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、避難先へ避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整える。

ウ 段階的避難への配慮

県は関係周辺市町に対し、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、U P Z内の住民等に対し周知を図るよう依頼するものとする。

(2) U P Z内における緊急時防護措置の実施

ア 国や県の助言等

国は、放射性物質の放出後、県、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

また、県は、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

なお、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等についても助言するものとする。

イ 国の指示等に基づく避難等の実施

市は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、U

P Z内の住民等にその旨を伝達するとともに、UP Z外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

なお、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合又は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

ウ 市長の意見陳述

市長は、国・県から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

エ 住民等の避難誘導

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

オ 地震により家屋による屋内退避ができない場合の考え方

UP Z内において、地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。

その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所をUP Z内外を含め選定し、避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応するものとする。

(3) UP Z外における防護措置の実施

UP Z外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にUP Z内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示等によりこれを実施するものとする。

(4) 感染症流行下での防護措置の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大におけるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。

(5) 避難方法

ア 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い又は集合場所に参集し、市等の準備した車両により避難を行う。

避難に当たっては自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。感染症の流行下においては、避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等にお

ける感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

イ 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、市は県を通じて、県バス協会、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

なお、県バス協会には「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき要請するものとする。

(6) 避難状況の確認

市は、避難のための立退きの指示等の連絡を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(7) 交通誘導

市は、薩摩川内市等からの避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

(8) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市としての協力

避難開始当初、市は、住民の迅速な避難に全力を挙げるものとし、薩摩川内市等からの避難住民の受入業務については、受入要請を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

薩摩川内市等は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに、できるだけ早期に市から避難所の運営の移管を完了するものとする。

(9) 住民等への避難指示

ア 住民への避難指示

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ等のあらゆる情報発信手段を活用して地域住民に対し避難指示等の伝達に努める。

また、自治会、消防団、農協、漁協、要配慮者等に係る施設等へ電話・FAX等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお、連絡は、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

イ 防災関係機関等への協力要請

市は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに協力を要請する。

ウ 避難所への市職員の派遣

市は、避難所に職員を派遣し、市災害対策本部及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

エ 行政機能移転の際の住民への周知

市は、市の庁舎等が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合には、その旨を住民に周知する。

オ 受入市としての住民への周知

市は、防災行政無線、ホームページ等を利用し、薩摩川内市等からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に伝達する。

カ 住民等への周知

市は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

キ 市民への情報提供

市は、プレスリリース・ホームページ等によるあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について市民への情報提供に努める。

情報提供にあたっては、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

(10) 広域避難を行う場合の国・県への要請

市は、市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国・県の協力のもと、避難先の確保及び調整を図るものとする。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設等の支援

ア 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

イ 感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を支援するものとする。

(2) 避難者情報の早期把握

市は、県と連携し、避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について、県及び市に提供するものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の説明と準備

市は、県及び受入市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

(4) 避難所の生活環境整備

ア 生活環境の把握

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好な衛生状態を保つよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等への配慮

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の常駐又は巡回の体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難場所における飼養動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(5) 避難所における被災者のケア

ア 被災者の健康状態の把握

市は、県と連携し、避難所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

イ 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療機関や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

ウ 避難所や被災地の衛生状態の確保

市は県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(6) 女性や子育て家庭への配慮

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7) 避難の長期化に伴うホテル等の活用

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に、ホテルや旅館等の避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。

(8) 住宅のあっせん等

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(9) 応急仮設住宅の建設等

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討

避難の長期化に伴う避難所等の検討市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めものとする。

(2) 県の協力

県は、市から上記の協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たずに、広域一時滞在のための要請を市に代わって行うものとする。

(3) 県の助言

市は、県に対し、必要に応じて受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、県と協力し、原子力災害対策指針を踏まえ、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

また、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

5 要配慮者等への配慮

(1) 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者については、市の「要配慮者避難支援プラン」等に基づき、避難支援者、地元自治会、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。

在宅の要配慮者を避難させた場合はその旨を県に速やかに連絡するものとする。

(3) 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県及び市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、UPZ内の病院等医療機関について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整するものとする。

県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(4) 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

入所者又は利用者を避難させた場合は、県及び市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、UPZ内の社会福祉施設について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった社会福祉施設の避難先を調整するものとする。

被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

(5) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速か

つ安全に生徒等を避難させるものとする。

(6) 避難誘導・移送体制時の留意事項

災害時に自力で避難することができない人を多数収容している施設（病院、介護施設等）や、小さな子供が多数所在している施設（保育所、幼稚園、小学校等）においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には、放射線の遮へい効果や気密性が比較的高い建物などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に、医師、看護師、介護士、教諭、保育士等のサポートにより、避難を行うものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

興行場、駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

また、利用者を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

7 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域又は避難を指示した区域について、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

8 飲食物、生活必需品等の供給

(1) ニーズに応じた物資の確保・供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 物資の被災者への供給

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県、他市町村等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 物資の調達の要請

市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すとともに、国や県と協力のうえ火災予防に努めるものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 摂取制限等の実施

市は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該指示の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

2 汚染検査の実施

市は、原子力災害対策指針に基づいた避難退域時検査基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

3 摂取制限等の指示

市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取、出荷制限等を実施する。また、その必要がなくなった時は解除を実施するものとする。

(1) 飲料水の摂取制限

市は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内及び当該区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

(2) 飲食物の摂取制限

市は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

(3) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内の放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

4 摂取制限時の住民への飲食物等の供給

市は、県から、飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときは、出水市地域防災計画第4編第2節「食糧の供給」及び第3節の「給水」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

飲料水、飲食物の摂取制限に関する指標（防災指針より）

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3×10 ² ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類 （根菜・芋類を除く。）	2×10 ³ ベクレル／キログラム以上
対 象	放射性セシウム
飲料水	2×10 ² ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5×10 ² ベクレル／キログラム以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

優先順位	輸送活動
第1	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
第2	避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
- ウ 対応方針を検討する少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 支援の要請

市は、人員、車両等の調達に関して、別表 1 1 の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

別表 1 1 関係機関

支援内容	関係機関
車両等の確保依頼	1 公益社団法人鹿児島県バス協会
	2 一般社団法人鹿児島県タクシー協会
	3 公益社団法人鹿児島県トラック協会

2 緊急輸送のための交通確保

市は、所管する道路に関して、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は九州電力その他の民間の協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 応援の要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、九州電力等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 緊急消防援助隊等の出動要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、緊急消防援助隊等の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

(4) 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等、原子力災害医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、国や県と連携し適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 的確な情報提供等

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

その体制等は、別表12の「広報体制」、別表13の「主な広報事項」とする。

(2) 様々な手段を活用した情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民のニーズを踏まえた情報提供

市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市や国、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 情報提供時の留意事項

市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、県、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び九州電力と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 報道機関の協力やインターネット等の活用

市は、情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、電気通信事業社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(6) 被災者への適切な情報提供

市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(7) 避難状況の確実な把握

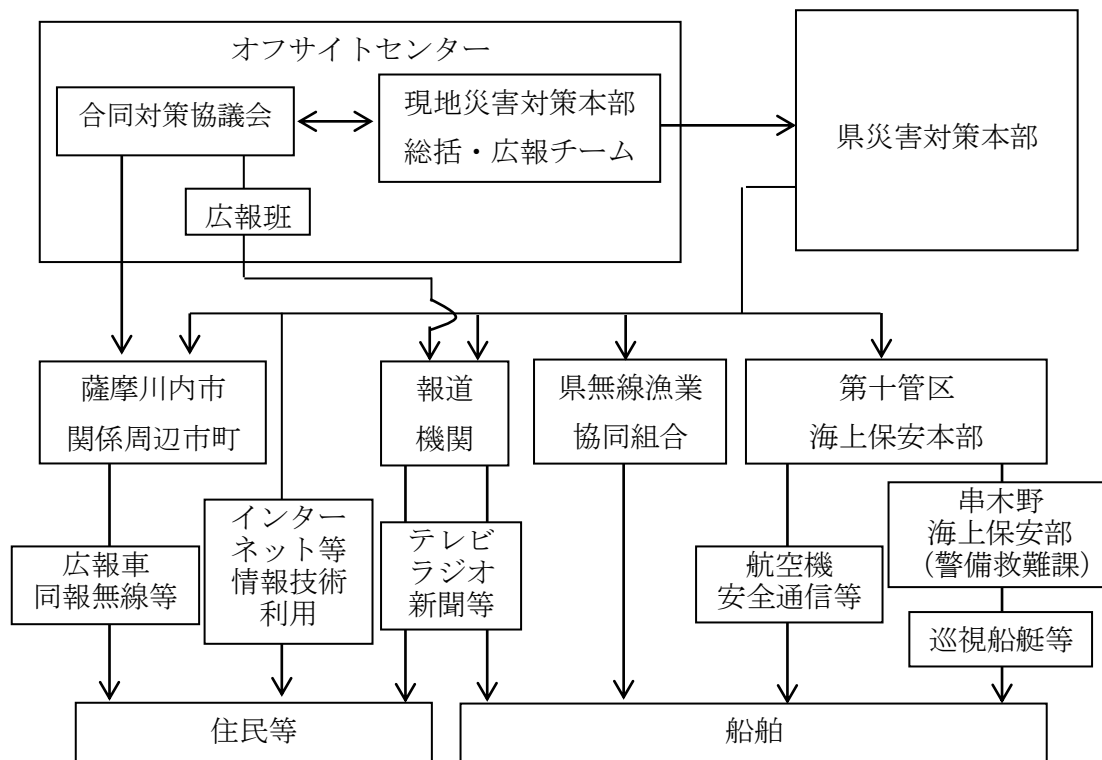
市は、県の協力を得ながら、避難状況の確実な把握に向けて、住民等が市の指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

別表 1 2 広報体制



別表 1 3 主な広報事項

1	異常事象が生じた施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	オフサイトセンター、県、市及び防災関係機関の対策状況
5	住民等がとるべき行動及び注意事項
6	その他必要と認める事項

第 10 節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れについて、市、県、国及び関係団体は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ等

(1) 被災地のニーズの把握・調整等

市、県、国及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

(2) 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティア活動の円

滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

ア 被災地のニーズの広報

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

イ 義援物資を提供する場合の配慮

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ・迅速な配分

救援金品受付班において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第 11 節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

1 行政機能の移転

市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた行政機能移転先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

その際、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで機能移転を実施するものとする。

なお、機能移転する場合には、その旨を防災関係機関に連絡するものとする。

2 防護資機材の代替オフサイトセンターへの運搬

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、防護資機材の集積場所であるオフサイトセンター及び各市町庁舎などが避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合には、自衛隊等へ協力を要請し、防護資機材を代替オフサイトセンターへ搬送する。

なお、放射性物質放射後は、防護資機材の搬送を中止する。

集積後の防護資機材については、県が一括管理するものとする。

3 行政機能移転先での必要な業務の実施

市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、行政機能の移転後も継続する必要がある業務については、行政機能移転先において継続して実施するものとする。

第5章 複合災害時対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないように、以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、第2章第1節による。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこととする。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

第4節 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避、避難等の対応方針

(1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した屋内退避、避難の基本的な考え方

複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、地震、津波、暴風雨等の自然災害による家屋の損壊など、屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、自然災害より指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

また、UPZ内の自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。

(2) 初期対応段階での避難等の検討

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、PAZ内における予防的防護措置について初期対応段階で検討するものとする。

また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県及び市の独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

(3) 被災状況に応じた屋内退避、避難等の検討

屋内退避、避難等の防護措置は、第4章第4節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、屋内退避、避難等を検討するものとする。

2 避難誘導時の配慮

(1) 危険箇所の情報提供

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と連携し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

(2) 関係機関等の協力

市は、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、住民、自主防災組織及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

3 広域避難体制

(1) 避難所等の被害状況把握

市は、複合災害時に避難所等の被害が想定される場合は、その状況を迅速に把握するものとする。

(2) 受入市としての協力

市は、薩摩川内市等が、区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するものとする。

(3) 避難経路

避難経路については、努めて幹線道路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

(4) 避難先での地域コミュニティの維持

市は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう努めるものとする。

(5) 避難等の長期化による物資の確保等

市は、県及びその他防災関係機関と連携し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保について対策を実施する。

(6) 避難所における情報提供

市は、県と連携し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

(7) 応急仮設住宅の供給

市は、県と連携し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失又は住家に直接被害がなくとも長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第5節 緊急輸送活動体制の確立

1 代替輸送道路の確保

市は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県及び指定地方行政機関と連携し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。

2 車両等の確保等

市は、県及びその他防災関係機関と連携し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

3 代替輸送手段の調整

市は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第6節 救助・救急、消火及び医療活動

市は、県、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

第7節 住民等への的確な情報伝達活動

1 原子力発電所情報の定期的な広報

市は、国、県と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的な広報するものとする。

2 情報伝達手段の確保

市は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

3 住民相談窓口の設置

市は、現地災害対策本部において、国、県等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置するものとする。

第6章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

1 汚染が著しい区域の避難等

(1) 避難区域設定等

市は、国及び県との連携のもと、原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは、同措置を実施するものとする。

(2) 警戒区域設定等

市は、国及び県との連携のもと原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、警戒区域等を設定して当該区域への立入りの制限や禁止、当該区域からの退去の措置の必要があると認めるときは、同措置を実施するものとする。

2 県への報告

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県へ報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除をするとともに、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 影響調査の実施

市は、必要に応じ農林畜水産物業等の受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活再建等への支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 支援の機動的・弾力的推進

市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう、必要に応じて以下のような活動を行うものとする。

1 地域経済への影響の把握

緊急事態応急対策実施区域あるいは市内における農林畜水産業、商工業、観光業等地域経済への影響を把握する。

2 適正な流通の促進

- (1) 地場産業の商品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (2) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

3 風評被害の対応体制の整備

風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、市中小企業融資制度等により、設備資金、運転資金の融資等による支援を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

資 料

- 1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等
- 2 防護措置実施のフローの例
- 3 川内原子力発電所におけるEALについて
- 4 OILと防護措置について
- 5 避難に当たっての住民等への指示事項
- 6 避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点
- 7 避難所における住民等に対する留意事項

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることと指定される措置等(2/2)

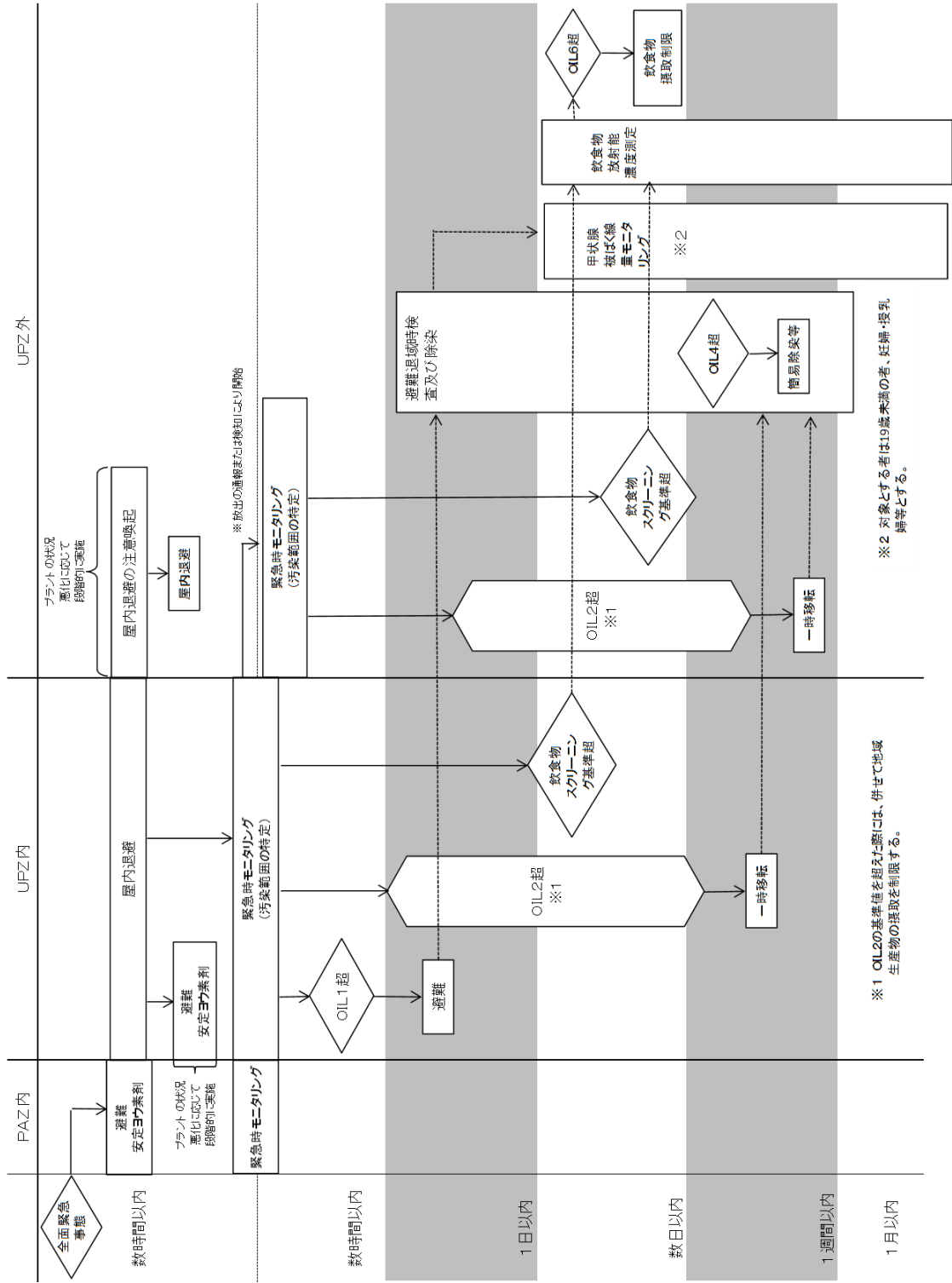
(実施措置(原子力法第120条)の土着の措置を除く。)

注)本ページは各主体の一般的行動を示し、各地域においては、地域の特性等に応じて調整措置に係る各主体の行動をとらざる。

事業者 原子力 力	PAZ(注1)は30km、注1				LPZ(注2)は30km				LPZM(注3)は30km				
	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
011	-	-	-	-	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	-	-	-	-
012	-	-	-	-	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	-	-	-	-
013	-	-	-	-	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	-	-	-	-
014	-	-	-	-	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	-	-	-	-
015	-	-	-	-	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	-	-	-	-
016	-	-	-	-	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	【甲種放射線防護モニタリング】 【甲種放射線防護モニタリング】への 協力	-	-	-	-

※1...緊急事態区分の全面緊急事態に非VPZ内は避難指示等を行うことと規定。

図1 防護措置実施のフローの例



川内原子力発電所におけるEALについて

川内原子力発電所における警戒事態を判断するEAL (1/2)	
1. 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL 1 1)	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。
2. 原子炉冷却材の漏えい (AL 2 1)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
3. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL 2 4)	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
4. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL 2 5)	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
5. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL 2 9)	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
6. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL 3 0)	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
7. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL 4 2)	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における警戒事態を判断するEAL(2/2)
<p>8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>
<p>9. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>
<p>10. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)</p> <p>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>
<p>11. 外的事象（自然災害）の発生</p> <p>(1) 大地震の発生当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>(注) 事業者からの連絡は不要。</p> <p>(2) 大津波警報の発表</p> <p>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>(注) 事業者からの連絡は不要。</p> <p>(3) 外的事象の発生（自然災害）</p> <p>当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p>
<p>12. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> <p>(注) 事業者からの連絡は不要。</p>

1 3. その他原子炉施設の重要な故障等

原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。

(注) 事業者からの連絡は不要

川内原子力発電所における警戒事態を判断する E A L (1/5)

1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (S E O 1)

【政令第 4 条第 4 項第 1 号】

(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) 「原災法」第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済核燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。

- (2) 「原災法」第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したときは、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったこと。

2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (S E O 2)

【政令第 4 条第 4 項第 2 号 通報事象等規則第 5 条第 1 項第 1 号～ 3 号】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が 1 0 分間以上継続して検出されたこと。

3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (S E O 3)

【政令第 4 条第 4 項第 2 号 通報事象等規則第 5 条第 1 項第 1 号～ 3 号】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が 1 0 分間以上継続して検出されたこと。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するEAL(2/5)

4. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04)

【政令第4条第4項第3号イ】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。

又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。

5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)

【政令第4条第4項第3号ロ】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。

又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。

6. 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ (SE06)

【通報事象等規則第7条第2号】

原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21)

【通報事象等規則第7条第1号の表ロの項(1)】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

8. 蒸気発生器給水機能の喪失 (SE 2 4)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(2)】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するEAL(3/5)

9. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (SE 2 5)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(3)】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。

10. 直流電源の部分喪失 (SE 2 7)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(4)】

非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。

11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE 2 9)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(5)】

原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 3 0)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(6)】

使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

13. 格納容器健全性喪失のおそれ (SE 4 1)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(10)】

原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

14. 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE 4 2)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(12)】

燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するEAL(4/5)

15. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(11)】

炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

16. 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失 (SE51)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(7)】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

17. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 (SE52)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(8)】

原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

18. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE53)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(9)】

火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。

19. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (SE55)

【通報事象等規則第7条第1号の表口の項(13)】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するEAL(5/5)

20. 事業所外運搬での放射線量の上昇(XSE61)

【政令第4条第4項第4号 外運搬通報命令第2条第1項, 第2項】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたこと。

火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし。

21. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい(XSE62)

【政令第4条第4項第5号 外運搬通報命令第3条】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし。

- ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。
- ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。
- ・「外運搬通報命令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するEAL(1/4)

1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)

【政令第6条第3項第1号】

(1)若しくは(2)又は(3)のいずれかに該当する場合

- (1) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。

- (2) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したときは、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が10分間以上継続して $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったこと。

- (3) 所在都道府県知事又は関係都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合は除く。

2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02)

【政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条第1項】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。

3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)

【政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条第1項】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。

4. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE04)

【政令第6条第3項第2号】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5 mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。

又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するEAL (2/4)

5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05)

【政令第6条第4項第2号】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500 μ Sv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。

又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。

6. 施設内（原子炉外）での臨界事故 (GE06)

【政令第6条第4項第3号】

原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

7. 全ての原子炉停止操作の失敗 (G E 1 1)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(1)】

原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (G E 2 1)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(2)】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 (G E 2 4)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(3)】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

10. 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 (G E 2 5)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(5)】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断する E A L (3/4)

11. 全直流電源の 5 分間以上喪失 (G E 2 7)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(6)】

全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。

12. 炉心損傷の検出 (G E 2 8)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(7)】

炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。

1 3. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (G E 2 9)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(8)】

蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。

1 4. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (G E 3 0)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(9)】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

1 5. 格納容器圧力の異常上昇 (G E 4 1)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(4)】

原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

1 6. 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (G E 4 2)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(11)】

燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断する E A L (4/4)

1 7. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 (G E 5 1)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(10)】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

1 8. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (G E 5 5)

【通報事象等規則第 14 条の表口の項(12)】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあること。

り、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

19. 事業所外運搬での放射線量の異常上昇（XGE61）

【政令第6条第3項第3号】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。

火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし。

20. 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（XGE62）

【政令第6条第4項第4号 外運搬通報命令第4条】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

（注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載なし。

表3 OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1	<p>500 μSv/h</p> <p>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</p>	<p>数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</p>	
	OIL4	<p>β線: 40,000cpm※3</p> <p>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</p> <p>β線: 13,000cpm※4【1か月後の値】</p> <p>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</p>	<p>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</p>	
早期防護措置	OIL2	<p>20 μSv/h</p> <p>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</p>	<p>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</p>	
飲食物摂取制限※9	OIL6	<p>0.5 μSv/h※6</p> <p>(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</p>	<p>数日内を目的に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき区域を特定。</p>	
		核種※7		<p>飲料水</p> <p>肉、卵、魚、その他</p>
		放射性ヨウ素		<p>300Bq/kg</p> <p>2,000Bq/kg※8</p>
		放射性セシウム		<p>200Bq/kg</p> <p>500Bq/kg</p>
		<p>1Bq/kg</p> <p>10Bq/kg</p>		
		<p>20Bq/kg</p> <p>100Bq/kg</p>		
			<p>1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</p>	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である、実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

避難に当たっての住民等への指示事項

1 避難対象区域の住民等への指示事項

市は、避難を実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 電気・ガス及び水道の元栓を閉める。
- (2) 戸締りをする。
- (3) 落ち着いて行動する。
- (4) 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。
- (5) 各避難所（施設）ごとに決められた避難経路を移動する。
- (6) 避難経路においては、誘導員の指示に従う。
- (7) 住所地でない方については、自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの集合場所へ移動する。

2 屋内退避対象地域の住民等への指示事項

市は、屋内退避を実施する場合には、屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民は、原則として屋内にとどまる。
- (2) 全ての窓、扉等の開口部を閉じ、全ての空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防止する。
- (3) なるべく外気の流入する個所を離れて、屋内の中央にとどまる。
- (4) 食料品の容器には、フタやラップをする。
- (5) テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。
- (6) 電話による行政機関への問い合わせは、極力控える。
- (7) どうしても自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝え避難する。
- (8) 住所地でない方については、速やかに自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの公共施設等へ退避する。

避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

- 1 県、市及び受入市町村は、避難の指示等の広報・伝達に当たり、社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに、次の点に留意して広報・伝達する。
 - ・ 事実を伝えること。
 - ・ 最新の情報であること。
 - ・ 正確に伝えること。
 - ・ 簡潔に伝えること。
 - ・ 明瞭に伝えること。
 - ・ 礼儀正しく伝えること。
 - ・ 必要な情報は省略せず伝えること。
 - ・ あいまいな情報は慎むこと。
 - ・ 繰り返し伝えること。

- 2 広報する事項は概ね次のとおりとする。
 - ・ 事故が発生した施設名，所在地，事故の発生日時及び事故の概要
 - ・ 事故の状況と今後の予測
 - ・ 原子力発電所における対策状況
 - ・ 行政機関の対策状況
 - ・ 対象住民等がとるべき行動
 - ・ 避難対象区域又は屋内退避区域
 - ・ その他必要と認める事項

避難所における住民等に対する留意事項

市は、避難所の住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の不安を取り除くよう努める。

- 1 避難所においては、相互に助け合うとともに、関係市町の避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するようお願いする。
- 2 避難状況の把握への協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨報告するようお願いする。
- 3 健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。
- 4 不審な情報は、市・警察等に確認する。また、避難住民に対し、放射線被ばくなどに対する言われなき、誹謗、中傷、差別といった事態が起こらないよう配慮する。